明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第十六条の二			
第十六条の二第二号及び第二十八条第一項第二号	国民年金手帳の記号番号	申出書に、国民年金手帳を添えて、これ	申出書
		ならない。	ならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
	個人番号又は基礎年金番号		
（略）			
第十七条、第十七条の二、第二十一条第一項及び第二十四条	一　氏名及び生年月日		
	一の二　個人番号又は基礎年金番号		
第十七条第三号及び第四号、第十七条の二第三号、第十九条第一項第二号、第二十条第三号、第二十一条第一項第五号、第二十二条第二項第二号、第二十四条第三号、第二十五条第一項第三号、第三十二条第一項第三号及び第四号、第三十三条第一項第三号、第三十四条の二第一項第三号、第三十六条の二第三号、第四十条第一項第三号及び第四号、第四十一条第一項第三号、第四十二条の二第一項第三号、第四十三条の二第一項第三号、第四十六条第三号、第四十九条第三号、第五十三条第三号、第六十条の三第三号及び第四号並びに第六十五条第二項第一号及び第三項第一号	記号番号		
	年金コード		

（新設）			
第十六条の二第二号及び第二十八条第一項第二号	（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）		
	国民年金手帳の記号番号		
			基礎年金番号
（略）			
第十七条、第十七条の二、第二十一条第一項、第二十二条第二項及び第二十四条	一　氏名及び生年月日		
	一の二　基礎年金番号		
第十七条第三号及び第四号、第十七条の二第三号、第十九条第一項第二号、第二十条第三号、第二十一条第一項第五号、第二十二条第二項第二号、第二十四条第三号、第二十五条第一項第三号、第三十二条第一項第三号及び第四号、第三十三条第一項第三号、第三十四条の二第一項第三号、第三十六条の二第三号、第四十条第一項第三号及び第四号、第四十一条第一項第三号、第四十二条の二第一項第三号、第四十三条の二第一項第三号、第四十六条第三号、第四十九条第三号、第五十三条第三号、第六十条の三第三号及び第四号、第六十五条の七第三号並びに第六十五条第二項第一号及び第三項第一号	記号番号		
	年金コード		